租税に関する相互行政支援に関する条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第四号

租税に関する相互行政支援に関する条約

前文

この条約の署名国である欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の加盟国は、

人、資本、物品及びサービスの国際的な移動の進展が、それ自体は非常に有益であるが、租税回避及び脱税の可能性を高めていることから、税務当局間で一層の協力が必要であることを考慮し、

二国間であるか多数国間であるかを問わず、租税回避及び脱税に国際的に対処するため、近年様々な努力が払われていることを歓迎し、

納税者の権利の適切な保護を確保すると同時に、あらゆる種類の租税に関しあらゆる形態の行政支援を促進するため、各国が相互に調整の上努力することが必要であることを考慮し、

納税義務の適切な確定を促進し、及び納税者による自己の権利の確保に資するため、国際協力が重要な役割を果たすことができることを認識し、

全ての国の租税に関し、全ての者が適正な法令上の手続に従って決定される自己の権利及び義務を有するという基本原則が適用されることが認められるべきであること並びに各国が納税者の正当な利益（差別及び二重課税からの適切な保護を含む。）を保護するよう努めるべきであることを考慮し、

よって、各国が、情報の秘密を保護する必要性に留意し、かつ、プライバシー及び個人情報の流れの保護に関する国際的な枠組みを考慮して、自国の法令及び慣行に合致する場合を除くほか、措置をとるべきでなく、又は情報を提供すべきでないことを確信し、

租税に関する相互行政支援に関する条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一章　条約の適用範囲

第一条　条約の目的及び対象となる者

1　締約国は、第四章の規定に従い、租税に関する事項について相互に行政支援を行う。当該行政支援には、適当な場合には、司法機関がとる措置を含めることができる。

2　行政支援は、次のものから成る。

a　情報の交換（同時税務調査及び海外における租税に関する調査への参加を含む。）

b　徴収における支援（保全の措置を含む。）

c　文書の送達

3　締約国は、影響を受ける者が締約国の居住者若しくは国民であるか又は締約国以外の国の居住者若しくは国民であるかにかかわらず、行政支援を行う。

第二条　対象となる租税

1　この条約は、次の租税について適用する。

a　締約国のために課される次に掲げる租税

i　所得又は利得に対する租税

ii　所得又は利得に対する租税とは別に課される譲渡収益に対する租税

iii　純資産に対する租税

b　次に掲げる租税

i　締約国の地方政府又は地方公共団体のために課される所得、利得、譲渡収益又は純資産に対する租税

ii　強制加入の社会保険に係る保険料であって、一般政府又は公法に基づいて設立された社会保障機関に対して支払われるもの

iii　締約国のために課されるその他の区分の租税（関税を除く。）、すなわち、次のＡからＧまでに掲げるもの

Ａ　遺産税、相続税又は贈与税

Ｂ　不動産に対する租税

Ｃ　付加価値税、売上税等の一般消費税

Ｄ　個別消費税等の物品及び役務に対する特定の租税

Ｅ　自動車の使用又は所有に対する租税

Ｆ　自動車以外の動産の使用又は所有に対する租税

Ｇ　その他の租税

iv　締約国の地方政府又は地方公共団体のために課されるiiiに掲げる区分の租税

2　この条約が適用される現行の租税は、1に規定する区分により、附属書Ａに掲げる。

3　締約国は、2の規定により掲げる租税の変更の結果として附属書Ａに生ずるいかなる修正も、欧州評議会事務局長又は経済協力開発機構事務総長（以下「寄託者」という。）に通告する。当該修正は、寄託者がその通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4　この条約は、附属書Ａに掲げる現行の租税に加えて又はこれに代わって、この条約が締約国について効力を生じた後に当該締約国において課される租税であって、当該現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、その採用の時から適用する。この場合には、当該締約国は、そのような租税の採用をいずれか一の寄託者に通告する。

第二章　一般的定義

第三条　定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

a　「要請国」及び「被要請国」とは、それぞれ租税に関する事項について行政支援を要請する締約国及び当該行政支援を行うことを要請された締約国をいう。

b　「租税」とは、前条の規定に従いこの条約の適用を受ける租税又は社会保険料をいう。

c　「租税債権」とは、租税（その額を問わない。）並びに当該租税に係る利子、関連する行政上の罰金及び徴収に付随する費用であって、納付義務があり、かつ、納付されていないものをいう。

d　「権限のある当局」とは、附属書Ｂに掲げる者及び当局をいう。

e　締約国との関係において「国民」とは、次の者をいう。

i　当該締約国の国籍を有する全ての個人

ii　当該締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合その他の団体

このｅの規定の適用上、宣言を行った締約国については、同規定において使用されている用語は、附属書Ｃに定義するとおり解釈する。

2　締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象となる租税に関する当該締約国の法令において当該用語が有する意義を有するものとする。

3　締約国は、附属書Ｂ及び附属書Ｃについて生ずる修正をいずれか一の寄託者に通告する。当該修正は、当該寄託者がその通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三章　支援の形態

第一節　情報の交換

第四条　総則

1　締約国は、特にこの節に定めるところに従い、次の目的に関連するあらゆる情報を交換する。

a　租税の賦課及び徴収並びに租税債権の徴収及び執行

b　行政機関への付託又は司法機関への訴追の開始

これらの目的に関連しないと認められる情報については、この条約に基づいて交換されない。